

みなさん、知っていますか！

こ けん り じょう やく

子どもの権利条約

みんなで学び考え方



「子どもの権利条約」

こ

けんりじょりやく

「子どもの権利条約」は、世界中の子どもたちがしあわせに暮らすことを願つて、1989年11月20日に、多くの国が決めた約束です。

日本は、1994年に仲間に入りました。

この条約には、みなさんにとつてとても大切なことが書いてあります。これを読んで、考えてほしいと思ひます。友だちとも話し合つてほしいと思ひます。

「権利」つてなんだらうつ。

「自由」つてなんだらうつ。

「しあわせ」つてなんだらうつ。

などと、ぜひ、考えてみてください。

自分の権利を知るひとは、自分を大切にできるひとになります。自分を大切にできる人は、他人にたいしてややかしなれます。



【子どもの権利条約】見出しひがりん

けんりじゆくやく みだ

【みんなの権利】

1・2ページ 前文

「子ども」「って？」

6条 命はかけがえのない一番大切なものの

3・4ページ 第2条 どんな差別もいけません

だれでも権利は同じです

23条 第12条 自分の意見は自由に言えます

5・6ページ 第13条 自分の思いや考えを自由な方法で表現でき

ます

7・8ページ 第14条 自分なりの考え方をつひとつや何かを伝える

ことは自由です

9・10ページ 第28条 子どもはだれでも勉強することができる

教育は子どものやうにこの限りでないのをの
ばします

11・12ページ 第16条 ひとりは守られます

13・14ページ 第31条 遊んだり、ゆっくり休んだりできるといふことが

れます

【みんなの権利を守ります】

15・16ページ 第3条 子どもたちはもとよりかんがえます

親は子どもを大切にしないことはできません

17・18ページ 第32条 おつやう働かされることはあります

33条 有害なことから子どもを守ります

19・20ページ 第19条 子どもをひじめにむわせつけはしません

34条 子どもはひじめをしようとしている大人

から守られます

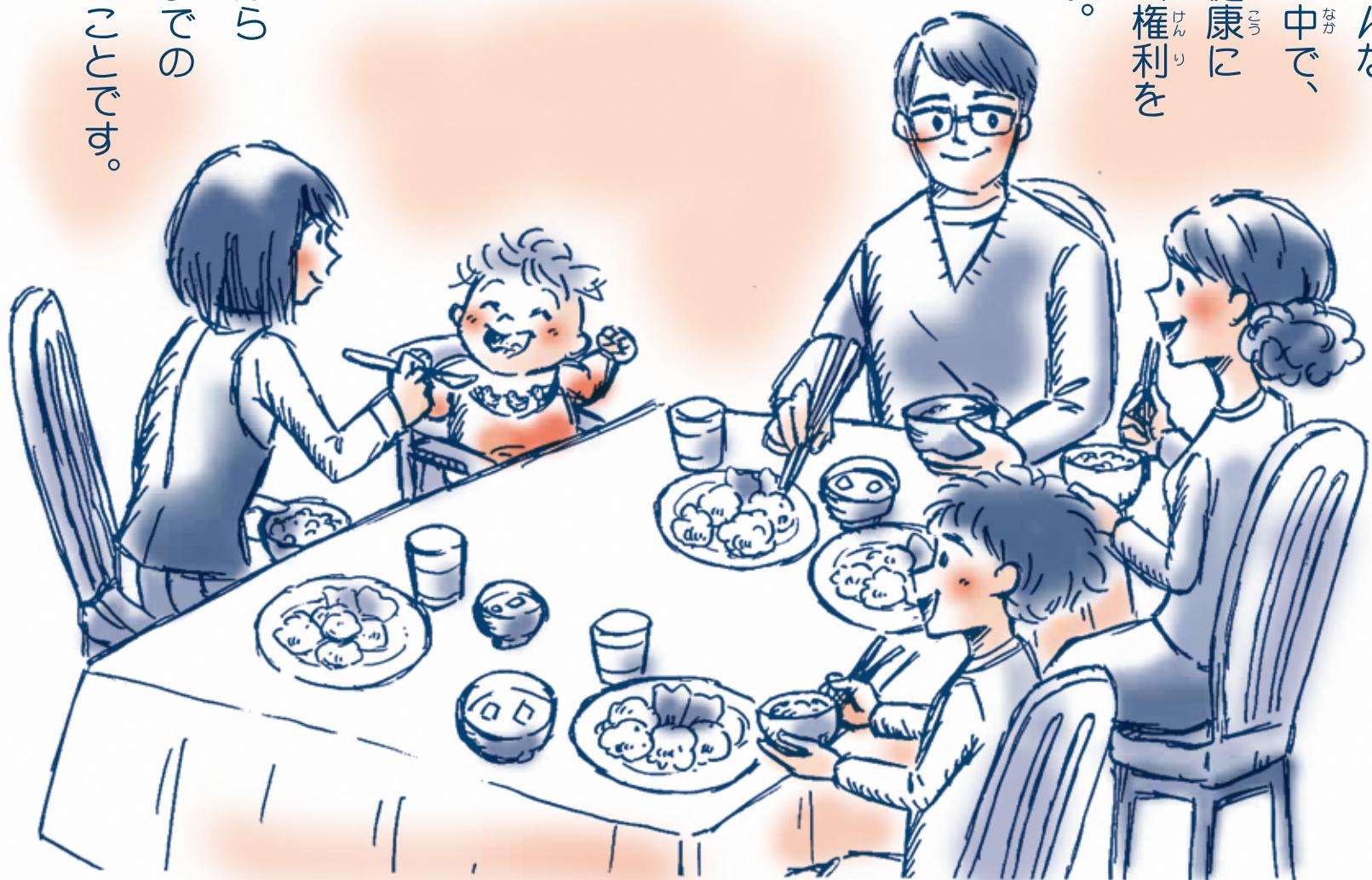
【みんなの権利をひろめます】

21ページ 第42条 この条約について教えてね

子どもは、みんな、
幸せな環境の中で、
ゆったりと健康に
成長していく権利を
もつていまお。

(第1条)

子どもは、
あかちゃんから
18歳になるまでの
すべての人のことだ。



(第6条)

すべての子どもは、生きる権利をもつていまお。

(第22条)

人は子どもであっても大人であってもみんな平等です。
国や言葉のちがい、男か女か、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているかなどによって差別されません。

(第23条)

子どもは、みんな、元気にくらす権利をもっています。

障がいなどがあつても、

他の人と同じように生活ができるよう守られています。



子どもは、自分の考かんがえてしるじるいとを
自由に言いう権けん利りをもつてじます。

大人は子どもの意見をよく聞くようにしなければなりません。



(第13条)

子どもは、
自分の思いなどを
自由に話す、
もじで書く、
絵に表す、
音楽で表現するなどの
権利をもつてします。



(第14条)

子どもが
考えていくことや
信じていることを、
大切にされます。

(第28条)

子どもは、学校で、いろいろなことを
勉強する権利があります。



(第29条)

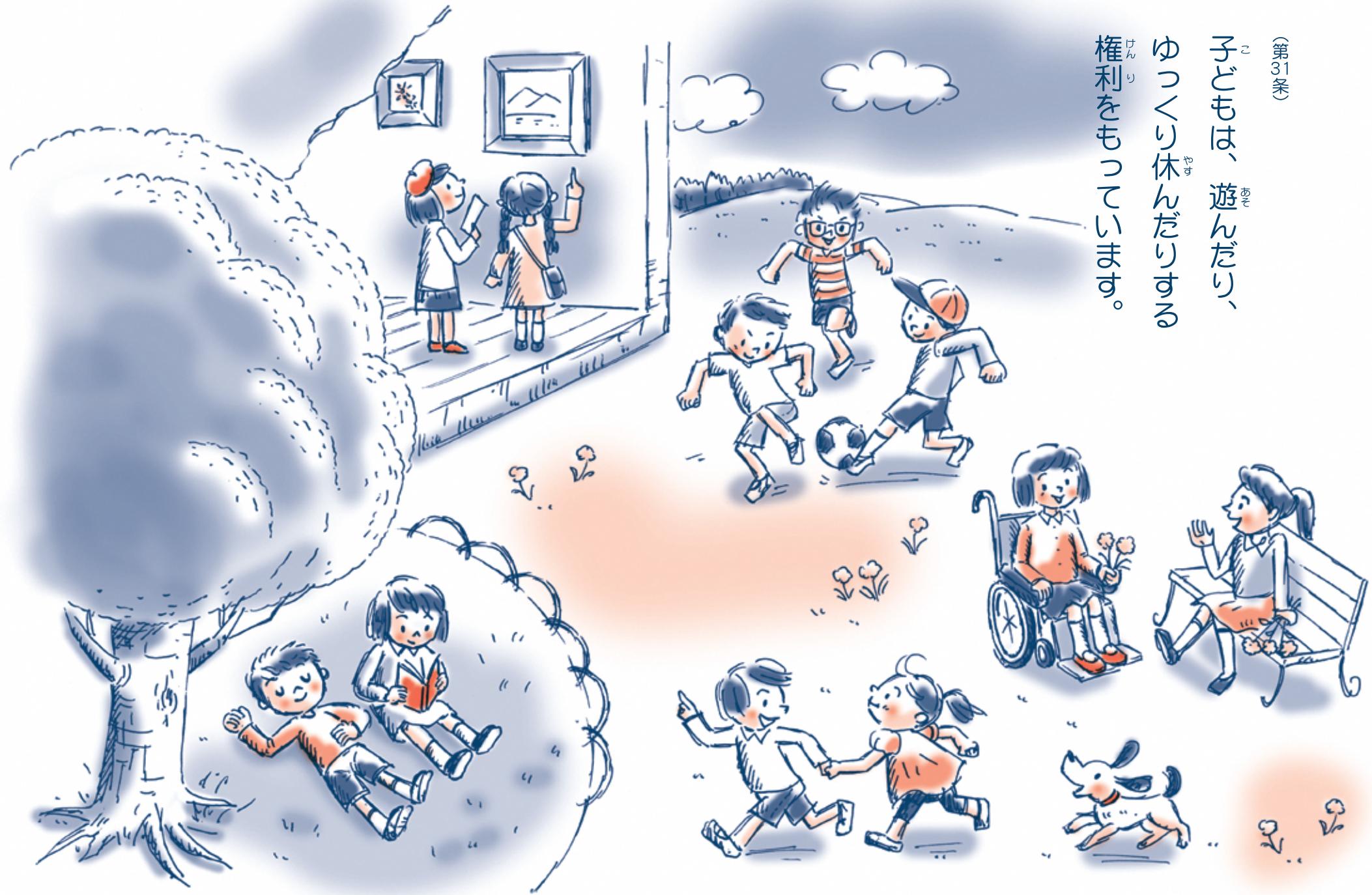
子どもは、学校生活の中で、
才能を、いろいろな遊びのばつ、
成長していく権利があります。



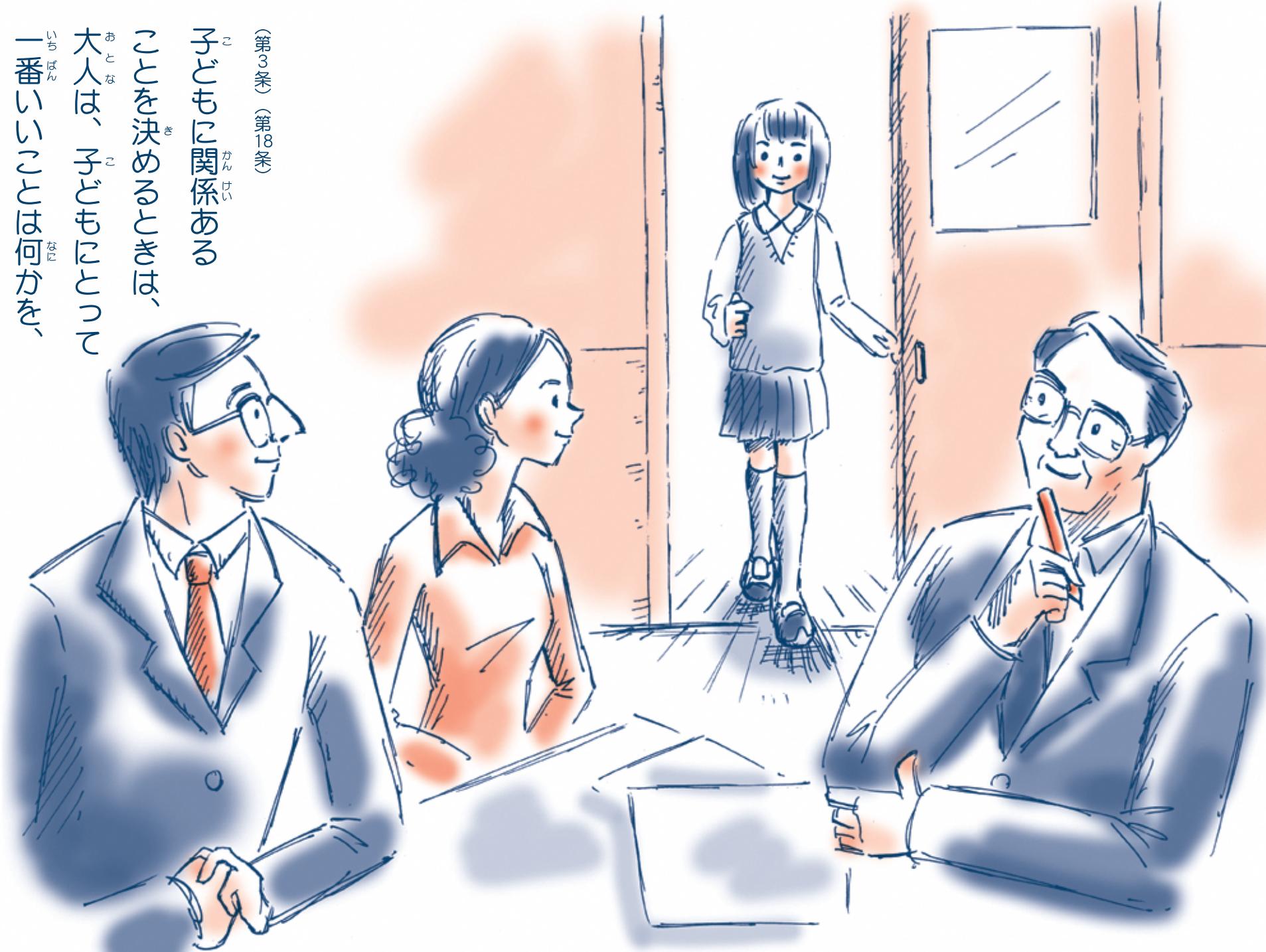
子どもは、自分自身の秘密や大切にしたいことを人に言いうらされたらやぐられたりしない権利(プライバシーをもつ権利)があります。



こ
わざわば、遊んだり、
ゆったり休んでやる
権利をもつてます。



(第3条) (第18条)
子どもに関係ある
ことを決めるときは、
大人は、子どもにひとつ
一番いいことは何かを、
せいいっぱい考えて決めます。



(第32条)

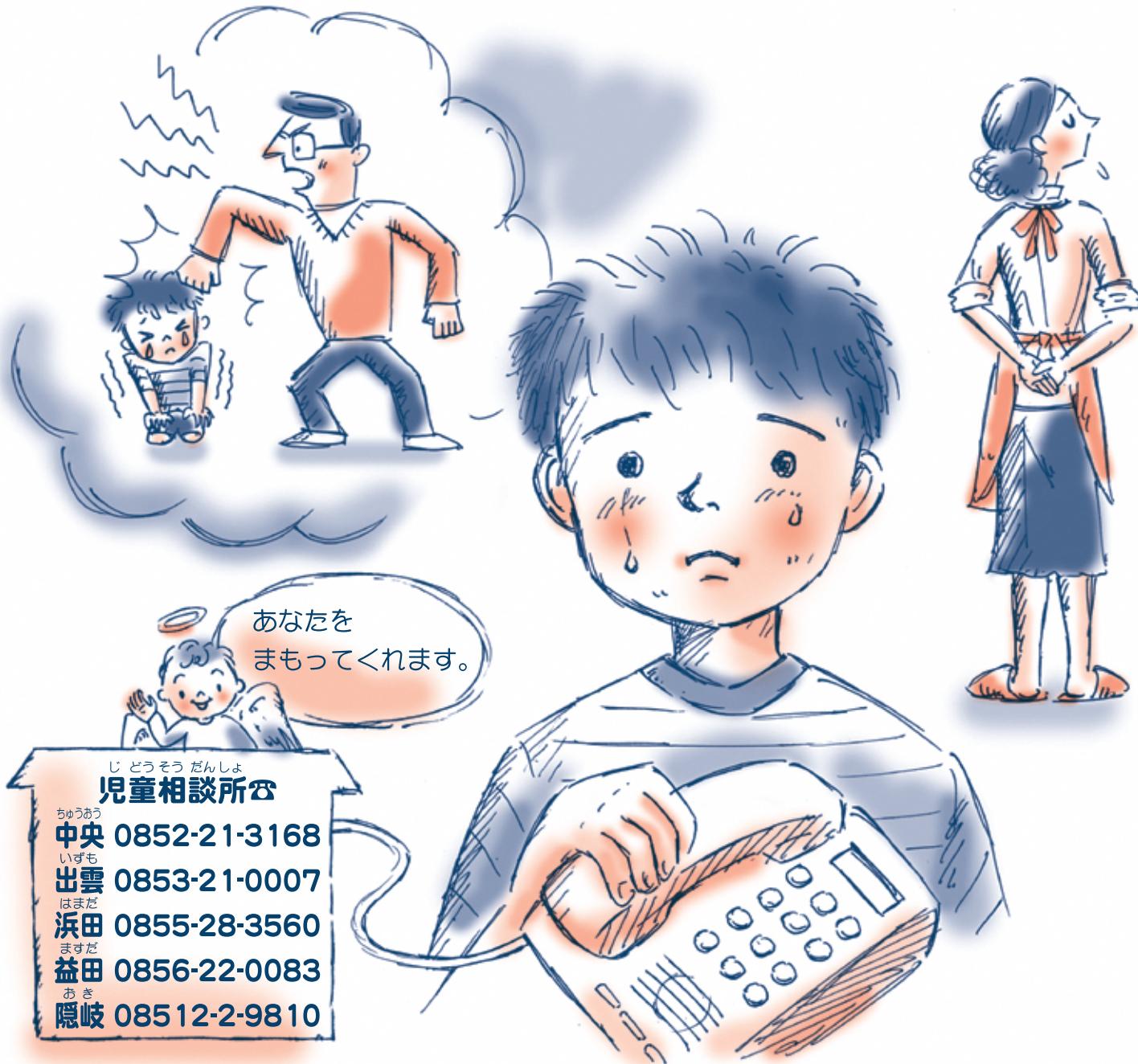
子どもが、むづやつ働かされたり、そのために教育を受けられなくなつたらしなじよひに守られまわ。



子どもは、お父さんやお母さんなどから、
ひじこめにあつたのなごよひに守られまわ。

(第34条)

子どもは、大人からひじこめにあわされたり、大人のつづりで
利用されたり、ほつたらかしにされたりするとから守られまわ。



子どもの権利に関する条約から

《政府訳》(この資料で扱った条文)

[前 文]

(前略) 児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣言された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し（後略）

[第1条]

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適応される法律により早く成年に達したものを除く。

[第2条]

1. 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
2. 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

[第3条]

1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

[第5条]

締約国は、児童がこの条約において認められる権利行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

[第6条]

1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

[第12条]

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
2. このため、児童は、特に自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続きにおいて、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

[第13条]

1. 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考え方を求め、受け及び伝える自由を含む。

[第14条]

1. 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

[第15条]

1. 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。

[第16条]

1. いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。

[第18条]

1. 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

[第19条]

1. 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

[第23条]

1. 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

（第42条）

この本の中に書いてある権利は、
あなた自身の権利です。
あなたが主人公なのです。
学校や家庭で、
子どもの権利について
いつしょに勉強していきましょう。



[第28条]

1. 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
※a, b, c, d省略
e. 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
2. 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

[第29条]

1. 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
(a)児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

[第31条]

1. 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しつつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

[第32条]

1. 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

[第33条]

1. 締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

[第34条]

1. 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a)不法な性的行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
 - (b)売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
 - (c)わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

[第42条]

1. 締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

●児童憲章●1951年(S.26) 5月5日 制定

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすよう、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活が妨げられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するよう、みちびかれる。

この「子どもの権利条約」の作成に当たっては、次の方々の指導・助言をいただきましたことを感謝申し上げます。

編集協力委員(役職名は17年3月発行当時のもの)

県弁護士会	岡崎由美子
島根大学	肥後 功一
県人権擁護委員会	長岡 誠
県P T A連合会	川瀬 英

編 集 委 員(役職名は17年3月発行当時のもの)

高校教育課特別支援教育室	原 広治	生徒指導推進室	烏田 政巳
保健体育課	莉尾 玲子	〃	桑原 克夫
人権同和教育課	大橋 直人	〃	渡部 剛好
		〃	伊藤 成二
		〃	山下由利子
		〃	早瀬真知子
		〃 (松江教育事務所)	上代 裕一
		〃 (出雲教育事務所)	岩成 英充
		〃 (浜田教育事務所)	柿田 丈仁
		〃 (益田教育事務所)	矢富 達夫
		〃 (西郷教育事務所)	永島 好喜

子どもの権利条約

第1版
平成17年3月31日 発行

第2版
平成25年1月31日 発行

島根県教育委員会

印刷所 (有)黒潮社



ねん	くみ	なまえ
----	----	-----